

令和3年度 一般 会計 歳出 第15款1項4目 13節(1) 使用料及び賃借料(費用)

受付 番号	種目番号 —	連絡先	担当 教育課程推進室	ふりがな 担当者名 電話	ご 胡 671-3732
----------	-----------	-----	---------------	--------------------	--------------------

## 設 計 書

- 1 名称 横浜市立中学校等における英語の副教材の使用
- 2 履行場所 全市立中学校、義務教育学校及び特別支援学校(高等特別支援学校を除く)
- 3 履行期間  
又は期限  期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで  
 期限 平成 年 月 日 まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 6 現場説明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 概要 市立中学校等の生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上のため、  
様々な場面が設定された多くの「英会話例」「音声」及び「和訳文」を  
豊富に有する教材を使用する。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
教材使用料(年度末迄)		158	校			
小計						
うち消費税及び地方消費税相当額						
合計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

分割払

する

しない

分割払いの基準

回	業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
計							

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

教材使用料金		¥	.-
<hr/>			
内 訳	使用料金	¥	.-
	うち消費税及び地方消費税相当額	¥	.-

## 横浜市立中学校等における英語の副教材の使用に係る調達仕様書

### 1 目的

横浜市立中学校等における生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、横浜市（以下「甲」という。）は教材提供者（以下「乙」という。）の持つ副教材を使用する。

### 2 使用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 使用者

横浜市立中学校、義務教育学校及び特別支援学校（高等特別支援学校を除く）158校の外国語科教員（約700名）

### 4 甲の求める条件

(1) 中学校学習指導要領に明記された「言語活動の取扱い」に沿った内容の「英会話例」「音声」及び「和訳文」を豊富（各3,000以上）にオンラインデータベースとして収録していること。なお、本市で認められていないAdobe Flash Playerによらないものであること。

また、収録された「英会話例」は、日本人英語指導者及びネイティブスピーカーが監修しており、日本の中学生の日常生活においてよくある場面や状況を設定した実践的なコミュニケーション能力の育成に寄与するものであること。

なお、「英会話例」は1問1答形式ではなく、各話し手による複数回の会話のやりとりが含まれるものとする。

(2) 収録された「音声」は、ネイティブスピーカーによって、中学生の学習に適した速度で吹き込まれていること。

また、「音声」はCD等にダビングをし、教室でのリスニングが可能であること。

(3) 収録された「英会話例」のPC上での編集や、印刷したものの生徒への配付が自由に出来るように、権利確保や権利処理の作業が完了していること。

(4) 効率の良い授業準備のため、「英会話例」を「単語」単位だけでなく、その用いられる「場面（例：学校での学習や活動、家庭での生活、買物）」、「機能（＝文法や文脈の中で果たす役割）（例：相づちをうつ、聞き直す）」、慣用句及び対象学年等の様々な検索条件により迅速に抽出できること。

(5) 使用にあたり、甲は設備投資等の費用を別途必要としないこと。

### 5 その他の付随されるサービス

(1) 学校の利用者向け説明会の実施（年1回以上）

(2) 学校別ID・パスワードの発行及び関連する問い合わせへの対応

(3) アクセスレポートの提出（四半期ごとに1回）

### 6 使用料の支払い

(1) 使用期間終了後に一括して支払う。

(2) 乙の責に帰すべき事由により、副教材を使用できなかった期間があったときは、当該月の使用料の30分の1にその期間の日数を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 乙は使用期間終了の後に甲に対して請求するものとする。

(4) 甲は、乙の適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に使用料を支払うものとする。

### 7 その他

この仕様書に記載のない事項は、必要に応じて甲乙協議して定める。